

北海道放課後子どもプランにおける安全管理及び広報活動の推進方策

平成21年2月
北海道
北海道教育委員会

1 趣旨

本方策は、平成20年12月に定めた「北海道放課後子どもプラン実施方針」に基づき、各市町村（市町村から委託又は補助された団体を含む。）における「放課後子ども教室推進事業」及び「放課後児童健全育成事業」の効果的かつ円滑な実施に向けて策定するものであり、各市町村にあっては、次の内容を参考とし、マニュアルの作成などに努められたい。

2 安全管理

（1）事故や怪我の防止と対応について

事故や怪我の防止対策や発生時の対応マニュアルを作成するとともに、関係機関との連絡体制を整備し、事故が発生した場合は、速やかに適切な対応を行うこと。

（2）衛生管理について

日頃から適切な衛生管理に努めるとともに、感染症等の発生時の対応策や関係機関との連絡体制を整備し、感染症等が発生した場合は適切に対応すること。

（3）防災・防犯対策について

防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、定期的に避難訓練等を実施するとともに、不審者等の侵入防止のための対策を講じること。

（4）移動及び帰宅途中の安全確保について

移動及び帰宅途中の安全の確保を図るためのマニュアル等を作成するとともに、地域における関係機関・団体等との連携を図り、見守り活動の実施等に取り組むこと。

3 広報活動

（1）指導者・支援者の募集について

適切な時期に様々な機会を利用して、広く周知を図ること。

（2）利用者・保護者等に対する情報提供等について

利用者や保護者等に対する積極的な情報提供と相互の情報共有を通じ、信頼関係の構築に努めるとともに、活動の充実を図ること。

（3）様々な広報媒体の活用について

広報誌やホームページ等を活用して、最新の情報を提供するとともに、関係機関との連携により、より多くの広報媒体の確保に努めること。

（4）個人情報の保護について

ホームページや広報誌を作成する際、子どもの名前や写真などを掲載する場合には、個人情報に関し注意を払うこと。